

仕 様 書

1 業務名

テレワーク導入補助金周知に係る北海道新聞朝刊への広告掲載業務

2 目的

「令和4年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金」の周知を行い、当該補助金の利用勧奨を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和5年1月13日(金)

4 委託内容

下記のとおり北海道新聞朝刊への広告掲載を行う。

(1) 掲載時期

委託期間中に3回掲載(掲載内容は各回同じ)

(2) 掲載紙面

札幌本社版、モノクロ

(3) サイズ

半5段 縦170mm×横190mm

(4) 掲載原稿

冬期間におけるテレワークの積極的活用及び導入に伴う本市のテレワーク導入補助金の利用について周知を図る内容の掲載原稿を作成し、校正は3回以上行うこと。

5 その他

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (6) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

- (7) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (10) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。
- (11) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を、委託者及び委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (12) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (13) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。